

平成 29 年 8 月 2 日

建設業の事業者の皆様へ

笛吹市総務部管財課

平成 29 年度の建設業における安全衛生対策の推進について

このことにつきまして、甲府労働基準監督署から別紙一覧表記載の項目に重点を置き、安全衛生対策等に取り組む旨の周知について依頼がありました。

つきましては、事業者の皆様には、別紙一覧表記載の関連通達等をご確認いただき、市発注事業に対しまして、工事現場等の安全衛生対策に一層のご協力をお願いいたします。

別紙

平成 29 年度の建設業における労働安全衛生対策の関連通達等一覧

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
 - ・ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 27 年 3 月 31 日基発 0331 第 9 号)
 - ・ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」(平成 27 年 5 月 20 日基安発 0520 第 1 号)
 - ・ 「手すり先行工法に係るガイドライン」について(平成 21 年 4 月 24 日基発第 0424001 号)
- 2 その他の墜落・転落災害防止対策
 - ・ 「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」(平成 26 年 3 月 10 日基安安発 0310 第 1 号)
- 3 建設工事関係者連絡会議の運営
 - ・ 「建設工事関係者連絡会議の設置について」(平成 26 年 4 月 11 日基安発 0411 第 1 号)
- 4 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成 11 年労働省告示第 53 号)
 - ・ 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について」(平成 18 年 3 月 17 日基発第 0317007 号)
- 5 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策
現時点では、関連通達は特になし。
- 6 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育
 - ・ 「職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号)
- 7 建設工事従事者教育の徹底
 - ・ 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成 15 年 3 月 25 日基安発第 0325001 号)
- 8 建設工事における安全衛生経費の確保対策
 - ・ 「元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について」(平成 27 年 6 月 15 日基安発 0615 第 1 号)

- 9 転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト」）
 - ・「今後の転倒災害防止対策の推進について」（平成 28 年 1 月 13 日基安発 0113 第 5 号）

- 10 交通労働災害防止対策
 - ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日基発第 0403001 号）
 - ・「交通労働災害防止対策の推進について」（平成 27 年 3 月 13 日基安発 0313 第 1 号）
 - ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年 8 月 6 日基安安発 0806 第 1 号）

- 11 熱中症対策
 - ・「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 2 号）
 - ・「職場における熱中症の予防について」（平成 21 年 6 月 19 日基発第 0619001 号）

- 12 じん肺予防対策
 - ・「第 8 次粉じん障害防止総合対策の推進について」（平成 25 年 2 月 19 日基発 0219 第 2 号）

- 13 石綿健康障害予防対策
 - ・石綿ばく露防止対策の推進について（平成 17 年 7 月 28 日基発 0728008 号）

- 14 各種ガイドライン等の周知徹底
 - ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 12 月 26 日基安安発 1226 第 1 号）
 - ・シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドラインに係る通達（平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号）
 - ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン策定について」（平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 1 号）
 - ・「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」（平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 4 号）
 - ・「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 27 年 8 月 5 日基発 0805 第 1 号）

- 15 化学物質による健康障害防止対策
 - ・「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成 26 年 5 月 30 日基安発 0530 第 1 号、基安化発 0530

第1号/基安劳発0530第3号、基安化発0530第3号)

- ・「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」(平成10年6月1日基発第329号の1)
- ・「一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について」(平成28年12月6日基安化発1206第1号)
- ・「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について」(平成9年3月25日基発第197号)
- ・「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」(平成26年1月10日基発0110第1号)
- ・「「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について」(平成26年1月10日基安化発0110第1号)
- ・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)

19 その他関係通達

- ・「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(平成19年3月22日基発第0322002号)

※上記の関係通達等は下記アドレスの厚生労働省法令等データベースサービスに掲載されています(一部掲載されていないものがあります。)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>